

生活・生産支援パッケージ(農林漁業者の支援)について(農林水産省)

- 河川の氾濫による浸水被害が広い地域で発生し、果樹、水稻、葉たばこへの土砂流入、農業用ハウスや機械、畜産物処理加工施設の損壊、林地荒廃などで広範囲にわたり大きな被害。
- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向け、農林漁業者支援として、パッケージに盛り込む農林水産関係の対策は以下のとおり。
 - ①土砂撤去に対する支援、②再度災害防止の観点を踏まえた復旧、③農業用ハウス・機械、果樹等の再整備、④林野、水産関係

宮農再開に向けた道筋

【農地堆積した土砂等の撤去に対する支援】

【再度災害防止の観点を踏まえた農地等の早期復旧等】

- ・激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ
(農地83%→96%、農業用施設93%→98%)
- ・机上査定限度額の引上げによる災害査定の効率化
- ・査定前着工制度の活用による早期復旧の支援
- ・被災農地周辺の農地も含め、災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組を支援



がれき・土砂が流入した農地



土砂等が堆積した果樹園地

【災害関連資金の特例】

- ・運転資金・被災した施設の復旧のための資金の貸付利子の5年間実質無利子化・貸付限度額の引き上げ 等

林野関係に対する支援

- ・被災した山林施設等の早期復旧、二次災害防止のための航空レーザ計測による被害地調査を実施
- ・荒廃森林、林道の復旧整備や、山地災害発生の危険性が高い地区的事前防災・減災対策を計画的に支援
(補助率2/3等)
- ・被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備等を支援 (補助率1/2)
- ・林業・木材産業者への金融支援



山腹崩壊の状況

【農業用機械等の導入支援】

- ・農業用ハウス・農業用機械・農業専用トラック等の導入を支援
補助率：農業用ハウス：共済金の国費相当額と合わせて1/2
農業用機械・農業専用トラック等：1/2
※令和元年台風第19号対策では、宮城県、福島県等で4/10を措置
- ・共同利用施設等の再建・修繕を支援(補助率1/2)
※集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、畜産物処理加工施設等



浸水被害を受けたハウス



浸水した農業用機械

【宮農再開に向けた支援】

- ・水田農業の継続に向け、追加的に行う土づくりや圃場準備のための作業委託費等を支援 (補助率1/2、土づくり10,000円/10a)
- ・被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、作物残さの撤去、集出荷施設等の簡易な補修等を支援(補助率1/2等)
- ・畜舎の補改修、家畜導入(補助率1/2)、粗飼料の購入等(5千円/t等)を支援

【果樹の植替え等に対する支援】

- ・被害果樹の植替えやこれにより生ずる未収益期間(22万円/10a)の経費のほか、大規模な植替えを行う場合の早期成園化(20万円/10a)や代替農地での宮農(52万円/10a)等を支援
※植替え かんきつ類：23万円/10a、なし、りんご等：17万円/10a、省力樹形への植替え：111万円/10a (かんきつ類の根域制限栽培)
- ・樹体洗浄や樹勢回復(7.4万円/10a)、病害のまん延防止(2万円/10a)、収穫物の運び出し(5,600円/人・日)等を支援
- ・茶園の植替え(15.2万円/10a)やこれにより生ずる未収益期間(14.1万円/10a)等の経費の支援

水産関係に対する支援

- ・漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等の漁業者・地方公共団体等による除去、回収・処理を支援
(定額又は補助率2/3等)
- ・海岸保全施設の漂着流木等の回収・処理を支援(補助率1/2)
- ・水産業共同利用施設等の再建・修繕等や内水面資源の復旧のために実施する増殖等に要する機器の修繕
(補助率1/2等)等を支援するとともに、災害関連資金の特例を措置
- ・被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁具、漁船のリース方式による導入を支援(補助率1/2等)



流木等が堆積した漁港